

## お客さまご本人の確認書類について

お客様が個人情報保護法(以下「法」といいます。)第27条第2項による利用目的の通知又は法第28条第1項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、お客様ご本人の確認書類をご提出いただきます。お客様の代理人がご請求になる場合には、お客様ご本人及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人が15歳未満の場合には、ご本人の法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

### 記

#### 【ご本人の場合】

有効期間内の次の書類(注:コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。)のうち、いずれか1通が必要となります。

- ・ 住民基本台帳カードのコピー  
注)「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[Bタイプ]。  
同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
- ・ 旅券(パスポート)のコピー  
注)顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要です。
- ・ 各種年金手帳のコピー
- ・ 各種福祉手帳のコピー
- ・ 各種健康保険証のコピー  
注)住所欄には必ず現住所をご記入ください。
- ・ 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合)

#### 【代理人の場合】

3ヶ月以内に発行された次の書類

- 親権者(民法第818条)の場合  
戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類
- 成年後見人(民法第8条、第843条)の場合  
登記事項証明書
- 未成年後見人(民法第839条、第840条)の場合  
登記事項証明書
- 任意代理人の場合(注:本人が15歳以上である場合に限りませす。)  
本人が自署、押印した委任状(原本)

#### 【成年後見人が法人である場合】

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか(注:3ヶ月以内に発行されたものに限りませす。)

以上